



山形県公報

平成24年7月6日(金)
第2357号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○美容師法施行細則等の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……813

### 告 示

- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の指定の変更……………(統計企画課) ……814
- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の実施の変更……………( 同 ) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……815
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業施行の適当の決定……………( 同 ) ……816
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………( 同 ) ……817
- 県営土地改良事業計画の変更……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……818

### 公安委員会関係

#### 規 則

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係県公安委員会規則の整理に関する規則……………同

#### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………( 同 ) ……819
- 同……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………( 同 ) ……820
- 同……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……821
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……同
- 同……………( 同 ) ……823

## 規 則

美容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

美容師法施行細則等の一部を改正する規則

（美容師法施行細則の一部改正）

第1条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「**県証紙ちよう付欄**」を「**県証紙貼付欄**」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住

民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

（理容師法施行細則の一部改正）

第2条 理容師法施行細則（昭和40年12月県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「**県証紙ちよう付欄**」を「**県証紙貼付欄**」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住

民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第677号**

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）第2条第3項の規定により指定した次の県基幹統計調査の指定を変更した。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称          | 調 査 の 目 的                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------|
| 山形県社会的移動人口調査 | 県内市町村における移動人口の実態を把握することにより、県民の社会的移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。 |

**山形県告示第678号**

山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）に基づく県基幹統計調査の実施に関する事項を次のとおり変更する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査の名称

山形県社会的移動人口調査

2 変更する事項

調査事項

（変更前）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票の記載又は削除が行われた者及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票の登録（変更の登録を除く。）、送付、変更の登録（外国人登録原票の送付を受けた場合に限る。）又は閉鎖が行われた者に係る次の事項

(1) 性別に関する事項

(2) 年齢別に関する事項

(3) 世帯別に関する事項（住民基本台帳法の規定により住民票の記載又は削除が行われた者に限る。）

(4) 県内、県外別に関する事項

（変更後）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票の記載又は削除が行われた者に係る次の事項

(1) 性別に関する事項

(2) 年齢別に関する事項

- (3) 世帯別に関する事項  
 (4) 県内、県外別に関する事項

## 3 変更年月日

平成24年7月9日

## 山形県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社こころ        | こころ指定居宅介護支援事業所<br>長井市泉595番地2 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成24. 7. 10 |

## 山形県告示第680号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地        | 障害福祉サービスの種類                                  | 指定年月日       |
|-------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号 | どんぐり<br>新庄市本町6番11号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護<br>同 行 援 護<br>行 動 援 護 | 平成24. 6. 25 |

## 山形県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 認可年月日  
平成24年6月25日
- その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第682号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年6月29日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（猪子地区）
- (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

三川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成24年7月9日から同年8月7日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第683号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年6月29日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（押切新田地区）
- (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

三川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成24年7月9日から同年8月7日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第684号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年6月29日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（大山三字地区）
- (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成24年7月9日から同年8月7日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第685号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営日向川地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営日向川地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所、遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

平成24年7月9日から同年8月7日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第686号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営最上川下流右岸地区土地改良（維持管理）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営最上川下流右岸地区土地改良（維持管理）事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所、庄内町役場

3 縦覧に供する期間

平成24年7月9日から同年8月7日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第687号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 海ヶ沢松山線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|---------------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 酒田市田沢字長根下1番7地先から<br>同 上北目字落合道上178番1まで |   | 旧    | 24.0メートル<br>）<br>8.0 | メートル<br>91 |
| 同                                     | 上 | 新    | 24.0メートル<br>）<br>8.0 | 同上         |

## 山形県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 海ヶ沢松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市田沢字長根下1番7地先から  
同 上北目字落合道上178番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月6日

## 公安委員会関係

### 規 則

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係県公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

山形県公安委員会

委員長 小 林 由 紀 子

## 山形県公安委員会規則第5号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係県公安委員会規則の整理に関する規則

（山形県道路交通規則の一部改正）

第1条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

別記様式第7号の2及び別記様式第7号の16中「若しくは抄本又は外国人登録原票の写し」を「又は抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」に改める。

（電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則の一部改正）

第2条 電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 健康さくらんぼ21
  - (2) 代表者の氏名  
奥山 保雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市四ツ家一丁目1番14-7号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、健康ひがしね21を基本理念に、市民参加による体力の維持増進の実践、生活習慣病の予防などの基礎的知識を習得などにより、市民がより良いライフスタイルを獲得できるよう、関係団体との連携や協働による事業などを展開する。  
健康づくりの普及と啓発を図る活動により、市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 クリエイトひがしね
  - (2) 代表者の氏名  
菊地 和博
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市中央東三丁目2番54号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、少子高齢社会における地域づくりをめざし、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を促し、県民、市民が希望を抱き、すこやかに生き、やすらぎをもてる地域社会を創造するために種々の事業を企画運営する。また、地域活動グループの支援や、地域づくりに関わっている団体相互のネットワーク化を推進しながら、住民参加型のまちづくりや次世代を担う子どもたちへの育成支援、高齢者が健康で長生きするために、健康づくり・生きがいくりの支援事業を実践する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ドリーム・ポイント
  - (2) 代表者の氏名  
沼澤 孝典



(3) 主たる事務所の所在地  
新庄市住吉町3番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「高齢者は、社会の進展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、健全で安心な生活を保障されるべきである」という、高齢者福祉の基本理念に基づき、高齢者が敬われつつ、自由に生き生きとした毎日を過ごされるような環境を創出すること、すなわち、新しい地域社会の福祉システムの構築を目指し活動することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 やまなみ

(2) 代表者の氏名

大場 武男

(3) 主たる事務所の所在地

最上郡最上町大字向町644番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が自発的に参加し、助け合いと連帯の精神にもとづいて、支援と援助を必要とする人々に、福祉サービスの提供と子育て、文化、芸術の振興を促進する事業等を行い、豊かで、住みよい、生きがいある地域社会を実現し、地域福祉の増進と、まちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人ひまわりサービス

(2) 代表者の氏名

伊東 克彦

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市成島町一丁目7番59号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、心身障害者やその家族、その他の援助を必要とする人々に対して、住民参加のもとに、地域に根ざした移送及び生活支援サービスを提供し福祉の増進に寄与することを目的とする。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成24年8月23日（木） 午後1時30分

2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

庄内総合支庁講堂第3号会議室

### 3 都市計画の変更の案の概要

(1) 鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、楡引都市計画区域及び温海都市計画区域の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）

(2) 鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、楡引都市計画区域及び温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）

(3) 鶴岡都市計画の区域区分の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）

### 4 その他

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成24年8月20日（月）までに提出すること。

(2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。

(4) 代理人による意見の陳述は、認めない。

(5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。

(6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、空港用化学消防車（10500立級）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成24年8月22日（水） 午前11時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 空港用化学消防車（10500立級） 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年3月13日（木）

(4) 納入場所 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月

10日付け県公報第2316号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年8月1日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport chemical fire engine 1

- (2) Time-limit for tender: 11:00A. M. August 22, 2012  
(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、空港用化学消防車（12500立級）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）  
(2) 日 時 平成24年8月22日（水） 午前11時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 空港用化学消防車（12500立級） 1台  
(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。  
(3) 納入期限 平成26年6月30日（月）  
(4) 納入場所 酒田市浜中字村東30番地の3 庄内空港  
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。  
(2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718  
(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年8月1日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport chemical fire engine 1

(2) Time-limit for tender: 11:30A.M. August 22, 2012

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2718